

久留米フォーカシング・カウンセリングルーム
申 込 書

年 月 日申込

ふ り が な 氏 名		男 ・ 女	電話番号 (直接お電話 してかまわな いものを。複 数可・携帯可)
生 年 月 日	年 月 日生	歳	FAX 番号 (直接お送り してかまわな いものを)
現 住 所	〒 -		
勤 め 先 あ る い は 学 校 (予 備 校、バ イ ト 等 含 む)	〒 - 役職 (所属学部・学科)		来 談 の き つ か け 1. WebSite を見て 2. 他の相談機関・医療機関・カウ ンセリング研修機関等の紹介を受 けて (具体的に:) 3. その他 (具体的に:)
ご 実 家 (高校生以下・大 学学部生・専門学 校生・浪人生・予 備校生・未成年者 の方は、必ずご記 入ください)	〒 - TEL		希 望 コ ー ス 1. 個人カウンセリング 2. フォーカシング個別指導 (一般の 方向け) 3. フォーカシングを用いた夢分析 4. フォーカシングトレーナー養 成・継続研修 5. 心理専門家のためのスーパーバ イズ
相談希望内容			
所持資格 (心理専門家でな い場合を含めて)			来談希望 日 時 (第4候 補まで)
カウンセリング 暦・カウンセリング 研修暦			
1. 月 日 () 時 2. 月 日 () 時 3. 月 日 () 時 4. 月 日 () 時 5. 特に指定なし 6. その他			
以上、別紙1の「個人情報の取り扱いに関する申し合わせ」を双方が承認したものとして申し込みます。 (FAX 送付時にはこの欄は空欄で結構です) 年 月 日 <div style="text-align: right;">来 談 者 署 名 カウ ン セ ラ ー 署 名</div>			

別紙 1

久留米フォーカシング・カウンセリングルームにおける 個人情報の取り扱いについての申し合わせ

1. カウンセラー（以下「甲」とする）は、来談者（以下、乙とする）からの相談申し込み時に申込書に記載された内容、および具体的相談内容、およびその紙媒体および電子媒体による文字および音声・映像記録（以下、「面接内容・記録」とする）について、以下の項目 5. 6. に該当する場合を除き、乙の事前の承諾を得ることなく、決して外部に公開せず、情報を厳重に管理し、外部に漏洩しないようにいたします。
2. 面接終了後満 5 年を経過した面接内容・記録については、特に甲あるいは乙から記録の半永久的保存を要請した場合を除いては、調査統計用の匿名的な数値を除き、すみやかにシュレッダー等による判読不明な状態にしての破棄、記録媒体消去の処分をいたします（甲が死亡あるいは廃業した場合は、甲あるいはその法的代理人は、乙希望の場合、乙本人に返却します。乙にその希望がない場合は、厳正にそれらの記録を処分いたします）。
3. 甲は、乙の関係者（例えばご家族・医師・別機関の担当カウンセラー・上司・教員等）に、以下の項目 5. に該当する場合を除き、相談内容および相談を受理している事実を、乙の承諾を得ることなくお伝えすることはありません。そのような問い合わせ、情報提供依頼を乙の関係者から受けた事実については、以下の項目 5. に該当する例外を除き、乙自身に速やかに伝達いたします。
4. 甲は、乙の関係者に甲側から連絡を取るのがふさわしいとみなした場合、以下の項目 5. に該当する場合を除き、相談内容および相談を受理している事実を、乙の事前の承諾を得てお伝えします。
5. 甲は、乙自身および他者の心身や生命に危害が及ぶ危険があると判断した場合も、できるだけ乙自身との話し合いの上で承諾を得た上で、必要な関係者に、相談内容と乙の状況をお伝えするように努めます。しかし、甲が、事態が緊急を要すると特に判断した場合には、乙の承諾なしに関係者に情報提供する場合があります（「個人情報の保護に関する法律」第 14 条 3 項の 2,3 参照）。
6. 甲は、日本臨床心理士資格認定協会が認可した事例検討会およびスーパーバイズに、進行中の乙のケースの進め方について適切なアドバイスを得るために、乙との相談内容を、検討会参加メンバーおよびスーパーバイザーに、乙の承諾を得ないまま提示することがあります。しかしその場合も、名前、出身地、現住所、職業等、個人を特定できる情報は守秘し、事例検討等に必要な相談内容以外は提示しません（たとえば横浜市在住の人について「Y 市」、「浩一郎」という名前の人について「K さん」と表記、口頭説明することもいたしません）。これらの事例検討会参加者およびスーパーバイザーは、甲の報告する乙の相談内容について外部に守秘する義務を負います。これらの事例検討の際に参考資料として配布した資料は、甲の責任ですべて回収し、シュレッダー等で適切な処分をいたします。
7. 甲は、学会発表や著作等に、乙との相談内容を具体的に事例として記述する場合には、乙の許可を受けて公表します。その場合も、乙との相談が終了して原則として満 1 年を経過した事例についてのみ公表します。乙には事前に発表内容について閲覧し、甲に修正を求める権利があります。公表の際、聴衆や読者に乙という特定の人物が推測・同定できない水準まで、個人情報の一部を改変・省略して公表するように努めます。
8. 以上について甲と乙の間で同意に達した場合のみ、甲・乙両者署名の元で面接関係を開始します

署名欄

年 月 日

カウンセラー：

来談者：